

令和8年度 前橋市立若宮小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、前橋市立若宮小学校いじめ防止基本方針を策定する。

1 いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つこと
いじめられている子供の立場に立った親身な指導を行うこと
いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること
いじめの問題は、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題であること
家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること

本校においては、これらの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、子どもの実態に応じた取組を推進する。また、前橋市教育委員会や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

(1) 学校の課題

学校評価アンケートでは、不登校やいじめに学校全体で組織的に取り組むことに課題があるという結果が出ている。

(2) 学校としてなすべきこと

① いじめに対する正しい認識について共通理解すること

- ・いじめは人間として絶対許されない行為であり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないと強く認識する。
- ・教職員用の指導書等を中心に校内研修を実施し、いじめの未然防止・早期発見・適切かつ迅速な対処ができる組織的な体制を整える。

② 教育相談活動を充実し、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図ること

- ・「いじめはどの学校でもどの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- ・定期的なアンケートを実施し、教育相談を充実することで、いじめの兆候を見逃さないようにして、早期発見に努める。

③ 家庭・地域・関係機関との連携を深めること

- ・本方針をPTA総会や学級懇談会で説明するとともに、学校通信やホームページで公開し、地域への周知を図る。
- ・交通指導員、遊び場指導員、自治会などに、日常的な見守りと学校・学年行事への協力を依頼する。
- ・いじめ防止の取組が成果を上げているかを学校経営評価や保護者アンケートを元に検証し、改善点等についての意見を検討する機会を設定するなど、PDCAサイクルに基づく改善を行う。

④ 「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図ること

- ・春や冬の「いじめ防止強化月間」において、定期的なアンケートを充実させたり、人権尊重の立場からいじめ問題について学級活動などを活用し意見交換をしたりして、誰もが相談

しやすい体制づくりに努める。

(3) 教師としてなすべきこと

① いじめを見抜く感性を磨くこと

・いじめは、教師の目の届きにくいところで起こるため、教師自身がいじめを見抜く感性を磨く。

② いじめを受けた子供を最後まで守ること

・「いじめられている子供を守り通す」ことを言動で示し、毅然とした姿勢で対応する。

2 いじめの防止

(1) 基本的な考え方

・いじめはどの子供にも起こりうる、いじめは、人間として絶対に許されないという基本姿勢のもと、いじめに向かわせないための未然防止に全職員で取り組む。

(2) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解を図ること

・いじめの態様や特質等いじめが生まれる構造といじめの加害者の心理を明らかにし、日頃から教職員全体の共通理解を図る。

② いじめに向かわない態度・能力を育成すること

・道徳教育や人権教育を充実するとともに、読書活動・体験活動を推進し、社会性を育む。

③ いじめを生まないために指導上留意すること

・教職員として「いじめられる側にも問題がある」という認識を持たない。
・発達障害等について適切に理解したうえで、一人一人を大切にされた指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を高めること

⑤ 子供自らがいじめ防止・撲滅について考える取組

・高学年児童を中心に、子供自身がいじめの防止を訴える取組を行う。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

・いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気づきにくい形で行われることを共通理解する。

(2) いじめ早期発見のための取組

① アンケート

・定期アンケートの中で、その時間を十分に取精度を高める工夫をする。

② 教育相談体制

・教師と子供との日常のコミュニケーションを大切に、いじめを訴えやすい雰囲気を作る。

③ その他

・休み時間や放課後等、様々な場面で子供を見守り、動きを把握する職員体制を作る。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

・いじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、教職員間で情報や対応方針の可視化を図る。

・被害の子供を守り通すとともに、加害の子供には毅然とした態度で指導する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。

・子供や保護者からの相談や訴えがあった場合は、それをもとに事実確認を丁寧に行う。

(3) いじめられた子供又はその保護者の対応

・事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

- (4) いじめた子供への指導又はその保護者への助言
 - ・保護者と連携した適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ
 - ・はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- (6) ネット上のいじめへの対応
 - ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとる。
 - ・生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。
 - ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

PLAN	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会の実施（重点指導項目の決定） ・実態把握（月1回の生活アンケート計画） ・年間指導計画の作成（SC活用計画） ・児童会活動案検討
DO	<ul style="list-style-type: none"> ・月1回の生活アンケート実施 ・生活アンケート事案への対応 ・月1回のいじめ対策会議実施 ・児童会によるあいさつ運動の実施 ・個別の教育相談実施 ・情報モラル教室の実施（高学年児童・保護者） ・縦割り班活動を中心とした児童会活動 ・ソーシャルスキルトレーニングの実施 ・SCによるカウンセリング ・「いじめ未然防止」の校内研修実施 ・道徳授業の実施 ・人権集会の実施（人権標語の募集）
CHECK	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ対策委員会による評価（課題把握）と改善策の立案 ・児童会活動の振り返り ・学年ブロックによる道徳授業の評価 ・年間指導計画の評価
ACTION	<ul style="list-style-type: none"> ・重点指導項目の改善 ・年間指導計画の改善

6 いじめ防止等の対策のための知識

① 校内いじめ問題対策委員会活動方針

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正の中核を担う。
- ・いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- ・いじめの疑いのある情報が入った場合には、情報の迅速な共有を図り、指導・援助体制の構築、方針の決定と保護者との連携を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、PDCAサイクルで検証を行う。

② 校内いじめ問題対策委員会組織

教職員関係者 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭

外部関係者 スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー 前橋警察署スクール

サポーター

組織構想図

